

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都練馬区春日町四丁目30番24号

氏名 株式会社実有輝  
代表取締役 柳澤 達也

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成31年 2月 9日

許可の有効年月日 令和 6年 2月 8日

### 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類  
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、スチールくず、金属くず、ガラス（コップ、コップ、プレート）くず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上13種類）
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類  
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（積替え保管できる産業廃棄物の指定は裏面のとおり）（以上8種類）

# 再複写無効

### 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷九丁目27番2号

### 3 許可の条件

- (1) 積替え保管を行う産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物以外の産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (2) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 16年 2月 9日 新規許可  
平成 31年 2月 9日 更新許可 第3回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



産廃エキスパート

都認定番号:5-20-B0103

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。





2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷九丁目27番23号  
積替え保管面積：387 m<sup>2</sup> 最大保管高さ：2.68 m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃塗料に限る。）	コンテナ	2個 : 2.44m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	200Lドラム缶	2本 : 0.40m <sup>3</sup>
廃油	200Lドラム缶 20Lクローズ缶	9本 : 1.98m <sup>3</sup> 9本
廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃電気機器に限る。）	直置き	: 13.6 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃電気機器に限る。）	コンテナ	2個 : 2.44m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯を除く。）に限る。）	200Lドラム缶	2本 : 0.40m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	1m <sup>3</sup> フレコンバック 1.98m <sup>3</sup> フレコンバック	36個 : 37.9m <sup>3</sup> 1個
保管量合計		: 59.16m <sup>3</sup>

(以下余白)

**copy**  
**再複写無効**